

ひとり親家庭支援制度のご案内

☎/こども未来課 ☎463-2834

ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭や父子家庭または親がいないため親に代わってそのお子さんを育てている養育者家庭等の皆さんが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です（児童扶養手当と同様の所得制限があります）。

対象／①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童 ③父母のいない児童とその養育者 ④父（または母）に一定の障害がある児童とその父（または母）を監護する母（または父） ⑤その他、児童扶養手当の支給要件に準じる

※児童とは、18歳になった後の最初の3月末までの児童（一定の障害がある児童は20歳未満）

J R 通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当を受給している場合、J Rの定期乗車券を3割引で購入できます。なお、この制度で購入できるのは、通勤定期乗車券に限ります（学割等との併用はできません）。

対象／児童扶養手当受給者または同一の世帯員で、通勤定期乗車券を必要とする方（全部支給停止の方は対象外）

申請方法／こども未来課で、資格証明書および割引券の交付申請書に必要事項を記入のうえ、申請してください。

用意するもの／①児童扶養手当証書 ②印鑑 ③定期乗車券を購入する方の証明写真（6か月以内に撮影の正面半身、縦4cm・横3cmのもの）

※有効期限内の資格証明書をお持ちの方が割引券の交付申請を希望される場合は、資格証明書のみ持参してください。

ひとり親家庭生活支援制度

①自立支援教育訓練給付金制度

対象／次の全てに該当するひとり親家庭の父または母
・児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準であること

・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと

対象講座／雇用保険制度による教育訓練給付の指定教育講座

支給額／講座を受講するために支払った入学金および受講料の60%に相当する額（上限20万円、1万2千円未満の場合対象外）

②高等職業訓練促進給付金等支給制度

対象／次の全てに該当するひとり親家庭の父または母
・児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準であること

・資格取得が見込まれること
・就業または育児と修業の両立が困難と認められること

支給対象となる資格／養成機関において、1年以上修業を必要とする次の資格

- ①看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士
- ⑤作業療法士 ⑥調理師 ⑦製菓衛生師
- ⑧①～⑦に準じた資格

支給月額／市・県民税非課税世帯の方 10万円
市・県民税課税世帯の方 7万500円

支給期間／全修業期間（上限3年）

高等職業訓練終了支援給付金／
市・県民税非課税世帯の方 5万円
市・県民税課税世帯の方 2万5千円

児童扶養手当

新たに申請される方

対象／児童扶養手当は、18歳になった後の最初の3月末までの児童または20歳未満で障害のある児童のうち、次のいずれかに該当する児童を養育している父母または養育者に支給されます。

- ①父母が離婚した児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母に一定の障害がある児童 ④父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑤父または母の生死が明らかでない児童 ⑥その他（未婚で生まれた児童、父または母が1年以上養育をしていない児童など）
- また、一定の所得制限があり、支給が停止されることもあります（別表1・2）。

※金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額を支給

別表1 所得制限額

扶養	本人		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円

以降1人増につき380,000円ずつ加算

※所得制限額は、一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

別表2 手当の金額

（8月分から第2子加算額と第3子以降加算額が増額になります）

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	42,330円	42,320円～9,990円
2人	子ども1人の場合の支給額に	
	10,000円を加算した額	所得に応じて9,990円～5,000円を加算した額
3人以上	子ども2人の場合の支給額に子ども1人につき	
	6,000円を加算した額	所得に応じて5,990円～3,000円を加算した額

※手当月額は、受給資格者・扶養義務者等の所得や扶養親族数によって決定されます。

※手当は1年に3回、4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、12月（8～11月分）に4か月分ずつ支払われます。

※年金受給者（老齢福祉年金を除く）の手当月額は、年金月額が児童扶養手当月額より低い場合その差額が支払われます。

すでに児童扶養手当を受給している方は現況届の提出を

すでに受給されている方は、毎年8月に現況届の提出が必要です（対象となる方には個別に通知でお知らせします）。なお、現況届が提出されない場合、8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

○臨時受付窓口を開設します

8月16日（火）・18日（木）は午後8時まで、8月21日（日）は午前9時から正午まで、こども未来課窓口で現況届の受け付けを行います。

児童扶養手当の一部支給停止を除外するためには

手当の支給開始等から一定期間（おおむね5年）が経過した受給資格者については、手当の支給額の2分の1が支給停止される場合があります。ただし、次の①～④に該当する方などについては、支給停止が除外されます。

- ①就業している方 ②求職活動している方 ③身体または精神に障害がある方 ④負傷または病気で就業が困難である方など

支給停止を除外するためには「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を提出する必要があります（対象となる方には個別に通知でお知らせします）。